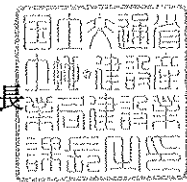


国土建第136号
国土建整第73号
平成24年7月4日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局

建設業課長



建設市場整備課長



社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの制定について

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じているところです。

この対策に際しては、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要です。

下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められております。今般、下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則（以下「規則」という。）の改正を行ったところです。

上記規則の改正に関連して、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきものとして「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を別添のとおり制定しました。

つきましては、貴団体傘下の会員等に対して、本ガイドラインの速やかな周知徹底をお願いするとともに、社会保険加入の徹底に当たっては、様々な関係者が一体となって協力して様々な角度からの取組を実施することが必要であることから、貴職におかれましては、建設産業における社会保険加入の徹底の趣旨を十分御理解いただくとともに、適切な取組の実施に努めていただきますよう、お願いいたします。